



医政発第 0720005 号
平成19年7月20日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

緊急臨時的医師派遣システムの実施について

本年5月31日、政府・与党において、全国各地からの医師不足を訴える声を深刻に受け止め、「緊急医師確保対策について」が取りまとめられ、医師不足地域に対して、都道府県からの求めに応じ、国レベルで緊急臨時的に医師派遣を行う体制を整備することとされました。

また、6月11日に開催された平成19年度第2回地域医療支援中央会議においては、政府・与党の緊急医師確保対策を踏まえ、緊急臨時的医師派遣に取り組んでいくことが確認されたところです。

このため、厚生労働省では、地域医療の確保に寄与することを目的として、全国規模の病院関係団体、医療関係者等の協力を得て、国が中心となって必要な調整を行い緊急臨時的に医師派遣を行うシステムを構築することとしました。

今般、別添のとおり「緊急臨時的医師派遣システム実施要領」を定め、運用を開始することとしましたので通知いたします。

緊急臨時的医師派遣システム実施要領

1 趣旨

この要領は、医師不足が深刻な地域における医療の確保を目的とし、都道府県が医療対策協議会での検討及び決定を踏まえて、国に対して行う医師派遣の要請に対応するため、全国規模の病院関係団体、医療関係者等の協力を得て、国が中心となって必要な調整を行い、緊急臨時的に医師派遣を行う場合の手続等を定めるものである。

2 派遣医師の任務

派遣医師は、派遣先医療機関において医師法（昭和23年法律第201号）第17条に規定する医業を行うものとする。

3 派遣の形態

医師派遣は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づく労働者派遣（以下「労働者派遣」という。）等の形態により行う。

4 派遣要請の要件

都道府県は、原則として、次のすべての要件に該当する場合において、厚生労働省に対して、緊急臨時的な医師派遣の要請を行うことができる。

(1) 医療機関に関する要件

- ① 二次医療圏内で中核的な病院（救急医療等公的な役割を担う病院）であること。
- ② 過去6か月以内に、医師数が減少し、休診を余儀なくされた診療科があること、又は今後6か月以内に医師数が減少することが確実であり、休診を余儀なくされる診療科があること。
- ③ 開設者・管理者ともに、相当の努力（大学・関連病院等への派遣依頼、求人広告等）をし、更に都道府県医療対策協議会の調整をもってしても医師を確保できない事実があること。
- ④ 派遣先医療機関開設者は、医師派遣終了後の医師確保に関するアクションプランを作成すること。

(2) 地域に関する要件

二次医療圏内に当該医療を代替する医療機関がないこと。

(3) 都道府県の役割

- ① 都道府県医療対策協議会が医師の派遣要請を検討し、決定すること。
- ② 派遣医師が直接派遣ではなく、要請した県内の別の医療機関への派遣（いわゆる玉突き派遣）を希望した場合には、調整等諸手続は都道府県医療対策協議会が行うこと。
- ③ 医師派遣決定後、都道府県医療対策協議会は、医師派遣の終了までに医師不足に至った医療機関の体制を検証すること。さらに、地域医療アドバイザーを活用し、

医師の離職防止に資する提言を行うこと。

- ④ 医師派遣決定後、都道府県医療対策協議会は、医師派遣の終了までに地域における医療機能の分担及び連携体制の構築を図ること。また、必要に応じて医療資源の集約化・重点化を推進すること。

5 期間

医師の派遣期間は、原則として、6か月以内とする。

6 派遣要請の手続等

緊急臨時的医師派遣の要請から派遣の実施に至るまでの手続等は、次のとおりとする。

- (1) 都道府県は、緊急臨時的医師派遣を求める医療機関開設者からの派遣要請に基づき、所要の調整を行うとともに、医療対策協議会における検討及び決定を踏まえ、必要があると認められる場合には、厚生労働省に対して別紙様式1（緊急臨時的医師派遣要請書）により派遣要請を行う。
- (2) 厚生労働省においては、派遣要請の内容を確認後、地域医療支援中央会議幹事会における検討を踏まえ、派遣の可否、緊急度、優先順位等を決定し、ドクタープールに参加する全国規模の病院関係団体等又は退職医師等の登録事業者（以下「登録事業者等」という。）に連絡する。
- (3) 派遣要請の連絡を受けた登録事業者等においては、派遣元医療機関又は派遣医師を調整し、その結果を厚生労働省に連絡する。
- (4) 地域医療支援中央会議幹事会及び厚生労働省においては、派遣の調整内容を確認の上、都道府県に対して、その結果を通知する。
- (5) 通知を受けた都道府県は、派遣先医療機関開設者に対して、その内容を通知する。
- (6) (5)の通知を受けた派遣先医療機関開設者と派遣元医療機関開設者又は派遣医師において労働者派遣契約等必要な手続を行った後、派遣元医療機関開設者から派遣先医療機関開設者に対する、又は退職医師等による医師派遣が実施される。
なお、労働者派遣による医師派遣の契約に当たっては、別添の緊急臨時的医師派遣に関する労働者派遣契約書を参考とすること。
- (7) 派遣先医療機関は、都道府県に対して、医師派遣開始後、定期的に別紙様式2（緊急臨時的医師派遣経過報告書）により医師派遣の経過等を報告する。
- (8) 都道府県は、厚生労働省に対して、医師派遣終了後2か月以内に別紙様式3（緊急臨時的医師派遣終了報告書）により医師派遣の終了を報告する。
- (9) 厚生労働省は、地域医療支援中央会議に対して、定期的に医師派遣の実績を報告する。

7 派遣医師の給与等

医師の派遣形態が労働者派遣による場合は、原則として、以下のように取り扱うものとする。

- (1) 派遣元医療機関開設者から派遣医師に給与を支払う。ただし、派遣先医療機関において業務に必要な旅費、現物貸与する宿舍等については、派遣先医療機関開設者から派遣医師に対して直接支給する。
- (2) 派遣先医療機関開設者が派遣元医療機関開設者に対して派遣契約に基づき支払う費用は、以下の合計の範囲内とする。
 - ① 派遣元医療機関開設者が派遣医師に支給する給与（社会保険料・労働保険料の事業主負担分を含む。）の額
 - ② 医師派遣に伴い派遣元医療機関に生じることになる逸失利益等を勘案し、派遣元医療機関開設者と派遣先医療機関開設者の協議の上、これに相当するものとして算定した額
- (3) 派遣期間に1か月未満の期間が生じる場合には、その日数に応じ按分して支払う。
- (4) 派遣先医療機関開設者は、派遣医師に係る時間外勤務、宿日直等を含む勤務実績を把握し、1か月ごとに1回以上一定の期日を定めて派遣元医療機関開設者に報告する。
- (5) (2)の②の金額の協議に当たっては、派遣元医療機関開設者は派遣先医療機関開設者に対して、当該金額の積算根拠を明示する。

8 派遣医師の支援等

- (1) 派遣先医療機関開設者は、派遣医師がその職務を円滑に遂行できるよう居住環境等も含め十分配慮するものとする。
- (2) 派遣元医療機関は、派遣先医療機関からの要請を受け、IT（情報技術）等を活用した診療支援等により派遣医師を支援することができるものとする。

9 都道府県による支援

都道府県は、緊急臨時的医師派遣が行われたときは、派遣元医療機関及び派遣先医療機関に対して、医師確保等推進事業等既存の補助事業等を活用し、医師派遣に要する費用の一部を補助するなど、必要な支援に努める。

10 その他

この要領に定めるもののほか、緊急臨時的医師派遣に関し必要な事項は厚生労働省医政局指導課長が定める。

なお、地方公共団体が開設する医療機関へ独立行政法人国立病院機構より医師を派遣する場合の派遣医師の給与等の負担に関する関係法令の取扱いについては、関係省庁より別途通知する。

附 則

この要領は、平成19年6月26日以降実施する緊急臨時的医師派遣について適用する。

緊急臨時的医師派遣要請書

1 派遣要請の概要

- (1) 都道府県名：
- (2) 二次医療圏名：
- (3) 医療機関名：
- (4) 所在地：
- (5) 開設者名：
- (6) 派遣要請の診療科及び医師数：
- (7) 派遣要請の期間： ～

※(6)及び(7)については、最低限必要な人数、期間等を括弧書きで再掲すること。

2 派遣要請の要件に該当していることの実関係等

(1) 医療機関に関する要件

- ① 二次医療圏内で中核的な病院（救急医療等公的な役割を担う病院）であること。
事実関係：

- ② 過去6か月以内に、医師数が減少し、休診を余儀なくされた診療科があること。
又は今後6か月以内に医師数が減少することが確実であり、休診を余儀なくされる診療科があること。

事実関係（経緯を含む。）：

- ③ 開設者・管理者ともに、相当の努力（大学・関連病院等への派遣依頼、求人広告等）をし、更に都道府県医療対策協議会の調整をもってしても医師確保できない事実があること。

事実関係（経緯を含む。）：

- ④ 派遣先医療機関は、医師派遣終了後の医師確保に関するアクションプランを作成すること。

事実関係及び妥当性：

(2) 地域に関する要件

二次医療圏内に当該医療を代替する医療機関がないこと。

事実関係：

(3) 都道府県の役割

都道府県医療対策協議会が医師の派遣要請を検討し、決定すること。

経緯及び理由：

(4) 派遣決定後の要件

- ① 派遣医師が直接派遣ではなく、要請した県内の別の医療機関への派遣（いわゆる玉突き派遣）を希望した場合には、調整等諸手続は都道府県医療対策協議会が行うこと。

手順及び日程：

- ② 都道府県医療対策協議会は、医師派遣の終了までに医師不足に至った派遣先医療機関の体制を検証すること。さらに、地域医療アドバイザーを活用し、医師の離職防止に資する提言を行うこと。

手順及び日程：

- ③ 都道府県医療対策協議会は、医師派遣の終了までに地域における医療機能の分担及び連携体制の構築を図ること。また、必要に応じて医療資源の集約化・重点化を推進すること。

手順及び日程：

添付書類

1 医療機関から都道府県への医師派遣要請書

- (1) 医師派遣を要請する理由（当該医療機関の努力では解決が困難な理由を含む。）
- (2) 当該医療機関による取組の実績
 - ① 医師確保策
 - ② 医療機能及び医療資源の見直し（診療科、診療機能、病床数、配置人員等）
 - ③ ②について、近隣の医療機関との連携等による見直し
- (3) 医療機関の今後の取組予定
 - ① 医師派遣終了後の医師確保に関するアクションプラン（別紙として添付すること。）
 - ② 医療機能及び医療資源の見直し（診療科、診療機能、病床数、配置人員等）
 - ③ ②について、近隣の医療機関との連携等による見直し

2 医師派遣を要請する医療機関の情報

- (1) 医療圏の概要等（医療圏の概要（基準病床数、既存病床数、過剰・非過剰の別を含む）、医療計画上の当該医療機関の位置づけ（医療連携体制を含む）、医療圏における人口10万人対医師、地域住民の受療動向等）
- (2) 医療機関基本情報（所在地・施設・設備・病床数・診療科別入院外来別一日平均患者数、病床利用率・平均在院日数・診療科別医師数、関係大学別医師数等）

3 都道府県の取組状況を示す資料

- (1) 都道府県による取組の実績
 - ① 医師確保対策
 - ② 当該医療機関の医療機能及び医療資源の見直し（診療科、診療機能、病床数、配置人員等）
 - ③ ②について、当該地域の医療連携体制の構築による見直し（医療機能の分化・連携方策及び医療資源の集約化・重点化方策）
- (2) 医育機関・関係団体等への協力要請履歴と関係団体等の対応状況
- (3) 派遣要請医療機関に対する都道府県による派遣調整が不可能である理由及び当該派遣要請に対する都道府県の見解

(医育機関等からの医師派遣が困難である理由、緊急臨時的医師派遣が実施されない場合に想定される重大な問題等を含む。また、その根拠となる資料を添付すること。)

4 医療対策協議会における協議関係資料

- (1) 緊急臨時的医師派遣を必要とする決議書等
- (2) 当該協議会における検討及び決定の経過
- (3) 当該協議会が主体的に取り組んだ医師確保対策
- (4) 当該医療機関のアクションプランについての協議経過及び提言した支援策
- (5) 今後の取組予定
 - ① 医師確保対策（当該医療機関のアクションプランに係る具体的な支援策を含む。）
 - ② 当該医療機関の医療機能及び医療資源の見直し（診療科、診療機能、病床数、配置人員等）
 - ③ ②について、当該地域の医療連携体制の構築による見直し（医療機能の分化・連携方策及び医療資源の集約化・重点化方策）

緊急臨時的医師派遣経過報告書

1 派遣の概要

- (1) 都道府県名：
- (2) 二次医療圏名：
- (3) 派遣先医療機関開設者名：
- (4) 派遣先医療機関名：
- (5) 派遣先医療機関の所在地：
- (6) 派遣元医療機関開設者名：
- (7) 派遣医師所属医療機関名：
- (8) 派遣期間：
- (9) 派遣された診療科名、医師名及び年齢：

2 派遣先医療機関の現況及び医師派遣の効果

3 派遣医師の診療状況等

4 派遣決定後に実施した派遣先医療機関の取組及び今後の予定

次の事項について、実施した取組及び今後の予定を記載するとともに、その根拠となる基礎資料を添付すること。

- (1) 医師確保策（医師派遣終了後の医師確保に関するアクションプラン、都道府県医療対策協議会の支援策を含む。）
- (2) 医療機能及び医療資源の見直し（診療科、診療機能、病床数、配置人員等）
- (3) (2) について、近隣の医療機関との連携等による見直し

1 派遣の概要

- (1) 都道府県名：
- (2) 二次医療圏名：
- (3) 派遣先医療機関名：
- (4) 派遣先医療機関の所在地：
- (5) 派遣先医療機関開設者名：
- (6) 派遣元医療機関開設者名：
- (7) 派遣医師所属医療機関名：
- (8) 派遣期間：
- (9) 派遣された診療科名、医師名及び年齢：

2 派遣要請理由の概要

3 派遣先医療機関の医師確保（医師派遣終了後の医師確保に関するアクションプランを含む。）の実績

4 派遣医師の診療実績及び医師派遣の効果

5 医師派遣終了後の診療体制及び今後の医師確保策

6 派遣決定後に実施した都道府県地域医療対策協議会等の取組

次の事項について、実施した取組の概要を記載するとともに、その根拠となる基礎資料を添付すること。

- (1) 派遣医師が直接派遣ではなく、要請した県内の別の医療機関へ派遣（いわゆる玉突き派遣）を希望した場合には、調整等諸手続は都道府県医療対策協議会が行うこと。

実施した取組の概要：

- (2) 都道府県医療対策協議会は、医師派遣の終了までに医師不足に至った派遣先医療機関の体制を検証すること。さらに、地域医療アドバイザーを活用し、医師の離職防止に資する提言を行うこと。

実施した取組の概要：

- (3) 都道府県医療対策協議会は、医師派遣の終了までに地域における医療機能の分担及び連携体制の構築を図ること。また、必要に応じて医療資源の集約化・重点化推進すること。

実施した取組の概要：

緊急臨時的医師派遣に関する労働者派遣契約書

〇〇病院の診療業務に従事させるため、緊急臨時的に派遣する医師（以下「派遣医師」という。）の取扱いについて、医師を派遣する△△病院開設者（以下「甲」という。）と派遣を受ける〇〇病院開設者（以下「乙」という。）は、緊急臨時的医師派遣システム実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、次のとおり労働者派遣契約を締結する。

第1 医師の派遣

- (1) 甲は、乙の要請に基づき、甲の医師を乙に派遣する。
- (2) 派遣医師の業務内容、人数、派遣期間、就業場所、指揮命令者、派遣元責任者及び派遣先責任者は、次のとおりとする。
 - ① 業務内容 〇〇〇
 - ② 人 数 〇〇業務 〇名
〇〇業務 〇名
 - ③ 派遣期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
 - ④ 就業場所 〇〇病院 〇〇〇科（〇階 内線〇〇〇）
 - ⑤ 指揮命令者 〇〇病院院長 〇〇 〇〇
 - ⑥ 派遣元責任者 △△病院△△部長 △△ △△ 電話番号
 - ⑦ 派遣先責任者 〇〇病院〇〇課長 〇〇 〇〇 電話番号
- (3) 就業日、就業時間、休憩時間、時間外労働及び宿日直は、次のとおりとする。
 - ① 就業日 土曜日、日曜日、祝日を除く毎日
 - ② 就業時間 〇時から〇時まで
 - ③ 休憩時間 〇時から〇時まで
 - ④ 時間外 就業時間外の労働は、1日〇時間、週〇時間の範囲で命ずることができるものとする。
 - ⑤ 宿日直 宿直は、週1回、日直は月1回命ずることができるものとする。

第2 給与等

- (1) 派遣医師の給与は、甲の規程等に基づき、甲から派遣医師に支給する。
- (2) 乙の業務に必要な出張旅費、現物貸与する宿舍等については、乙の規程等に基づき、乙から派遣医師に支給する。
- (3) 乙が甲に対して派遣契約に基づき支払う費用は、次の合計の範囲内とする。
 - ① 甲が派遣医師に支給する給与（社会保険料・労働保険料の事業主負担分を含む。）の額
 - ② 医師派遣に伴い甲に生じることになる逸失利益等を勘案し、甲と乙の協議の上、これに相当するものとして算定した額

- (4) 派遣期間に1か月未満の期間が生じる場合には、その日数に応じ按分して支払う。
- (5) 乙は、派遣医師に係る時間外勤務、宿日直等を含む勤務状況を把握し、毎月定期的に甲に報告する。

第3 福利厚生

乙は、派遣医師に対し、乙が雇用する職員が利用する給食施設、レクリエーション施設等の施設又は設備について、利用することができるよう便宜を図る。

第4 安全及び衛生

派遣医師が労働災害に被災した場合は、乙は遅滞なく甲の派遣元責任者に連絡するとともに、労働者死傷病報告の写しを甲に送付する。

第5 医事紛争

- (1) 乙の病院で発生した医事紛争の処理及び補償その他の措置は全て乙が行う。
- (2) 派遣医師に故意又は重大な過失がある場合は、乙は甲に求償権を有する。
- (3) 乙は、あらかじめ派遣医師を医師賠償責任保険に加入させるよう努めること。

第6 派遣医師からの苦情の処理

(1) 苦情の申出を受ける者

甲においては、△△病院△△係長 △△ △△ 電話番号

乙においては、〇〇病院〇〇係長 〇〇 〇〇 電話番号

(2) 苦情処理方法、連携体制等

- ① 甲における(1)記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者の△△ △△へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣医師に通知すること。
- ② 乙における(1)記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者の〇〇 〇〇へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣医師に通知すること。
- ③ 甲及び乙は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

第7 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣医師の雇用の安定を図るための措置

(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ

乙は、専ら乙に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、甲の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって甲に解除の申入れを行うこととする。

(2) 就業機会の確保

甲及び乙は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣医師の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、派遣医師の新たな就業機会の確保を図ることとする。

第8 協議等

- (1) この契約書に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの契約書に定めのない事項については、必要に応じて都道府県に相談し、甲乙協議の上、決定する。
- (2) 派遣医師の診療内容等、契約上明らかでないものについては、必要に応じて甲が乙に対して、意見を述べることができる。

上記契約の証として本書2通を作成し、記名押印のうえ、甲乙各1部を保管する。

平成 年 月 日

甲 △△ △△

乙 ○○ ○○